

令和6年度弘前市中学生自転車用ヘルメット購入費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、中学生が自転車乗車時に着用するヘルメットの購入に係る保護者の経済的負担を軽減することにより、ヘルメットの着用を促進し、もって中学生の自転車乗車時の安全を確保するため、令和6年度予算の範囲内において、弘前市中学生自転車用ヘルメット購入費助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象児童生徒 弘前市内に在住し、かつ令和7年度において市内に存する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）に通学する生徒及び通学する予定である児童をいう。
- (2) 保護者 対象児童生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）をいう。
- (3) 助成対象ヘルメット 対象児童生徒が自転車乗車時に着用するためのヘルメット（新品のものに限る。）であって、次に掲げるいずれかの表示がされたものをいう。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が定める安全基準に適合していることを証する表示（SGマーク）
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が定める安全基準に適合していることを証する表示（JCFマーク）
 - ウ 欧州連合の欧州委員会が定める安全基準に適合していることを証する表示（CEマーク）
 - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合していることを証する表示（GSマーク）
 - オ 米国消費者製品安全委員会が定める安全基準に適合していることを証する表示（CPSCマーク）
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、これらに相当する安全基準に適合していることを証する表示であって、弘前市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が認めるもの

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、助成対象ヘルメットを購入した保護者とする。

(助成対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成対象ヘルメットの購入費(送料、購入に要した交通費、附属品の購入費等を除く。)とする。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の実支出額(購入代金の支払いに利用し、又は充当したポイント相当額を除く。)に2分の1を乗じて得た額(100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)又は3,000円のいずれか少ない額とする。

2 助成金は、対象児童生徒1人につき助成対象ヘルメット1個の購入に限り交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、過去に同一の対象児童生徒について助成金の交付を受けている場合は、当該対象児童生徒に係る助成金は交付しない。

(交付申請及び請求)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和6年度弘前市中学生自転車用ヘルメット購入費助成金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。)に、購入したヘルメットの品名、支払金額及び購入日が分かる書類を添付して、教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

3 申請書兼請求書の提出期限は、令和7年3月19日とする。

(交付決定)

第7条 教育長は、前条の規定により提出された申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに助成金の交付を決定するとともに、その決定の内容を令和6年度弘前市中学生自転車用ヘルメット購入費助成金交付決定通知書兼振込通知書(様式第2号。)により申請者に通知するものとする。

2 助成金の請求は、前項の規定による交付決定をした日になされたものとみなす。

(助成金の交付)

第8条 教育長は、前条の規定による交付決定をした日から起算して30日以内に口座振込により助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 教育長は、第7条の規定による交付決定をした場合で、交付申請の内容に虚偽があることが判明したときは、当該交付決定を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第10条 教育長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合で、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年度における助成対象ヘルメットの購入について適用する。

弘前市教育委員会教育長 様

令和 年 月 日

令和6年度自転車用ヘルメット購入費助成金
交付申請書兼請求書

令和6年度弘前市中学生自転車用ヘルメット購入費助成金交付要綱第6条第1項の
規定に基づき、下記のとおり書類を添えて申請し、及び請求します。

記

1 申請者

〒 _____
住所 弘前市 _____

氏名 _____ 印 (連絡先 _____)

2 対象児童生徒 (購入したヘルメットの着用者)

ふりがな _____ 所属 _____
氏名 _____ 学校 _____ 学校 _____
_____ 年 組 _____

3 購入したヘルメットの品名、安全基準等

メーカー		品名/品番	
安全基準	SG・JCF・CE (EN1078)・GS・CPSC・その他 (_____)		

4 助成金交付申請額 (請求額)

支払金額 _____ 円 ※ポイント利用分を除くこと。
(税込・1個分)

交付申請額 _____ 円 ※支払金額の2分の1 (上限3,000円)
(請求額) ※100円未満の端数切り捨て

5 助成金の振込先

金融機関名	支店名	分類	口座番号
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連 4. 信連	本店 支店 出張所	1. 普通	
	支店コード	2. 当座	
フリガナ			※申請者と同一名義である こと
口座名義			

(裏面あり)

※添付書類貼付欄（領収証、レシート等購入代金を支払った事実が分かる書類の原本を貼付してください。）

の
り
付
け

同意事項

以下に記載の内容に同意される場合は、□に「✓（チェック）」を記入してください。同意が得られない場合、交付を受けられないことがありますので、ご注意ください。

- 私は、助成金申請に係る児童生徒の保護者であることに相違なく、教育委員会が当該事実を住民基本台帳等により照会することに同意します。

記載内容に誤りがないことを確認のうえ、下記のいずれかに提出してください。

提出先：

(1) 児童生徒が在籍する学校

令和7年3月12日まで

(2) 弘前市教育委員会学務健康課(市役所岩木庁舎3階)

令和7年3月19日まで

(3) 弘前市教育委員会学務健康課弘前分室(市役所本庁舎前川本館1階)

令和7年3月19日まで

担当：弘前市教育委員会学務健康課
電話：0172-82-1835

弘 教 委 健 収 第 号
令 和 年 月 日

様

弘前市教育委員会
教育長 吉 田 健

令和6年度弘前市中学生自転車用ヘルメット購入費助成金
交付決定通知書兼振込通知書

令和 年 月 日付で申請のあった標記助成金については、令和6年度弘前市中学生自転車用ヘルメット購入費助成金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定し、お届けの口座に振り込みますので、同条の規定に基づき通知いたします。

記

1 助成金交付決定額

円

2 助成金の振込予定日

令和 年 月 日

担当：弘前市教育委員会学務健康課
電話：0172-82-1835